

就園奨励費補助金

鹿児島市から就園奨励費（保育料等の補助）が、下記要項にて交付されます。

所得割額によって、補助金額が異なりますが、当該等世帯には、年額を2回に分けて、11月と3月に各世帯の銀行指定口座に振り込まれます。

◎ 手続きは、6月頃、園から書類を配付いたします。

補助の対象となる方

対象となる方は、次のすべての条件に該当する方々です。

- ① 保護者・幼児ともに鹿児島市に住所を有し、かつ幼児が私立幼稚園に通園していること。
- ② 平成21年4月1日現在で、幼児が3歳児・4歳児及び5歳児（平成15年4月2日から平成18年4月1日に生まれた者）であること。もしくは、幼児が4月2日以降に満3歳児に達した者であること。
（この場合、誕生月以降の在園月数に応じ補助）
- ③ 幼児と生計を共にする父母及びそれ以外の扶養義務者の平成21年度の市民税所得割額（住宅借入金等特別税額控除額適用前）が243,100円以下であること。

参 考

右記の補助額は、あくまでも21年度のもので、22年度は、変更の可能性もあります。

		補 助 の 限 度 額 （円）				
		同一世帯に小学校1～3年生の兄弟がいない園児			同一世帯に小学校1～3年生の兄弟がいる園児	
		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降）	同一世帯に小学校1～3年生の兄弟が一人いる場合の最年長者（新第2子）	同一世帯に小学校1～3年生の兄弟がいる場合の左以外の園児（新第3子以降）
A	生活保護を受けている世帯 平成21年度市民税が非課税	(年額) 153,500円	224,000円	294,000円	168,000円	294,000円
B	平成21年度市民税の所得割が非課税（均等割のみ）	116,300円	206,000円	294,000円	135,000円	294,000円
C	平成21年度市民税の所得割課税額34,500円以下	88,400円	192,000円	294,000円	110,000円	294,000円
D	平成21年度市民税の所得割課税額34,500円超え183,000円以下	62,200円	179,000円	294,000円	87,000円	294,000円
E	平成21年度市民税の所得割課税額183,000円超え213,100円以下	31,000円	89,500円	147,000円	43,500円	147,000円
F	平成21年度市民税の所得割課税額213,100円超え243,100円以下	15,500円	44,500円	73,500円	21,500円	73,500円

※ 補助限度額は、平成21年度の市民税・所得割課税額(住宅借入金等特別税額控除額適用前)によって決定します。県民税・所得税は含みません。

※ ここにあげる第1子・2子・3子とは、同一世帯に小学校1～3年生の兄弟がいない園児の場合の1人目・2人目・3人目という意味です。新第2子・新第3子とは、同一世帯に小学校1～3年生の兄弟がいる園児の2人目・3人目という意味です。3人目以降は第3子（新第3子）と同じ限度額になります。

※ 年度途中で入退園なされた方は月割です。ただし平成21年度中に入園料も支払っている場合、補助額の割合が変わります。